

第2次大仙美郷介護福祉組合 地球温暖化防止実行計画



— 持続可能な社会を目指す環境活動 —

はじめに

当組合は、広域的な高齢者福祉施設の設置運営において、地域と共に発展に努めてまいりましたが、一方で事務事業に伴い、少なからず環境に負荷をかけていることも事実であり、近年の地球環境汚染の状況に対して、微力ながら対策を講ずる必要があると思われまます。

ついでには、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、組合自らが事業者であり又消費者であるとの認識を持ち、環境に係る負荷の低減に向けた取り組みを地域に率先して実行するための行動指針とも言える本計画を策定するものであります。

各職場におきまして、全職員がこの計画の趣旨を深く理解し、共通の認識で取り組みを推進することは、地域の意識改革を促し、地域環境及び地球環境の保全につながるものであります。

この恵まれた地球環境を将来の子孫に引き継いでいくため、事業者や住民の模範となるよう、職員一人ひとりの自主的かつ積極的な取り組みを強く望みます。

平成23年9月

大仙美郷介護福祉組合

管理者 松田 知己

目 次

第1節	計画の目的	1
第2節	計画の期間及び基準年度	2
1	計画の期間	
2	基準年度	
3	対象範囲	
第3節	対象となる温室効果ガス	3
第4節	基準年度における温室効果ガスの排出実態	4
第5節	温室効果ガス排出量の削減目標	6
1	目標の設定	
2	目標の見直し	
第6節	取組内容	7
1	財やサービスの購入に当たっての取組	
2	財やサービスの使用に当たっての取組	
3	廃棄に当たっての取組	
第7節	推進、点検、評価等	12
1	推進体制	
2	職員研修等	
3	実施状況の点検・評価	
第8節	計画の見直し	15

第1節 計画の目的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「法律」という。）第20条の3第1項に基づき、本組合の事務及び事業に関し温室効果ガスの排出抑制のための措置に関する計画を策定するとともに、当該措置を実施することにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

【参考】地球温暖化対策の推進に関する法律より抜粋
(地方公共団体実行計画等)

第二十条の三 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下「指定都市等」という。）は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

一 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項

二 その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項

三 公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項

四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第一百号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項

4 都道府県及び指定都市等は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮するものとする。

5 指定都市等は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の指定都市等の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

6 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

7 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かななければならない。

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

9 第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

11 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の抑制等に関し意見を述べるができる。

12 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。

第2節 計画の期間及び基準年度

1 計画の期間

計画の期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

2 基準年度

基準年度は、平成21年度とします。

3 対象範囲

本組合が行う事務事業のうち、職員又は臨時職員等が常駐する施設及び常用する公用車を基準の対象とします。

○ 基準施設

施設名	住所
特別養護老人ホーム真昼荘	仙北郡美郷町本堂城回字若林119
特別養護老人ホーム真木苑	大仙市太田町横沢字窪関南535-1
特別養護老人ホーム真森苑	大仙市板見内字一ツ森410

○ 基準公用車

車名	種別	用途	燃料種類
エブリイ	小型	乗用	ガソリン
クラウン	普通	乗用	ガソリン
マーチ	小型	乗用	ガソリン
キャラバン	特殊	乗用	軽油
シビリアン	バス	乗用	軽油
フィット	小型	乗用	ガソリン
ヴィッツ	小型	乗用	ガソリン
ラクティス	特殊	乗用	ガソリン
レジアスエース	特殊	乗用	ガソリン
シビリアン	バス	乗用	軽油
ウイングロード	小型	乗用	ガソリン
マーチ	小型	乗用	ガソリン
キャラバン	特殊	乗用	軽油
ハイエース	特殊	乗用	ガソリン
アクティ	小型	貨物	ガソリン
シビリアン	バス	乗用	軽油

第3節 対象となる温室効果ガス

法で定められた削減対象となる温室効果ガスは表1の6種類ですが、本組合の事務事業で算出が可能である次の温室効果ガスを本計画の対象とします。

- ① 二酸化炭素 (CO₂)
- ② メタン (CH₄)
- ③ 一酸化二窒素 (N₂O)
- ④ ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)

表1 温室効果ガスと地球温暖化係数

温室効果ガスの種類	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	1
メタン (CH ₄)	21
一酸化炭素 (N ₂ O)	310
ハイドロフルオロカーボン (HFC 13物質)	140～11,700
パーフルオロカーボン (PFC 7物質)	6,500～9,200
六フッ化硫黄 (SF ₆)	23,900

※ 地球温暖化係数とは、温室効果ガスの温室効果の程度を二酸化炭素を基準として、その比で示した係数です。

表1-1 温室効果ガスごとの人為的発生源と主な対策

温室効果ガスの種類	人為的発生源	主な対策
二酸化炭素 (CO ₂)	燃料の燃焼等	エネルギー利用効率向上等
メタン (CH ₄)	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋立等	飼料改良、埋立量削減等
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼等	高温燃焼、触媒改良等
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	エアゾール製品、カーエアコン、冷蔵庫等の冷媒	回収、再利用、代替物質への転換等
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体製造、電子部品製造等	製造プロセスでの回収、代替物質、技術転換
六フッ化硫黄 (SF ₆)	変電施設の電気絶縁ガス、半導体製造	回収、再利用、破壊等

第4節 基準年度における温室効果ガスの排出実態

本組合における基準年度（平成21年度）のエネルギー使用量及び温室効果ガスの排出量を以下の表に示します。

表3によると、二酸化炭素が温室効果ガス総排出量をほぼ占めていることがわかります。また、排出要因別に見ると、電気の使用によるものが67.4%と半数以上を占め、32.4%が燃料の使用によるものとなっております。

さらに燃料の内訳ごとに見ると、灯油の使用によるものが26.7%を占めております。

これらのことから、電気使用量の削減や灯油消費の削減が重要であることが分かります。

また、施設別に見ると、真森苑における排出量が、全体の44.1%を占めており、より大きな改善が求められるところです。

表2 電気・燃料使用量の現状（年間値）

エネルギー区分		真昼荘	真木苑	真森苑	合計
電気使用量 (kwh)		288,306	1,229,197	1,052,531	2,570,034
燃料使用量	ガソリン (ℓ)	1,767	1,856	1,482	4,977
	灯油 (ℓ)	90,000	769	101,020	191,789
	軽油 (ℓ)	3,900	3,465	5,914	13,279
	石油ガス (m ³)	3,184	2,340	3,722	9,246

表3 温室効果ガスの総排出量

(単位：kg - CO₂)

温室効果ガスの種類	主な発生源	排出量 (排出割合)		
二酸化炭素	電気の使用	1,202,776	67.4%	
	燃料の使用	578,435	32.4%	
	内訳	ガソリン	11,852	0.7%
		灯油	477,456	26.7%
		軽油	34,326	1.9%
		石油ガス	54,801	3.1%
メタン	公用車の排気ガス	46	0.0%	
一酸化炭素	公用車の排気ガス	1,150	0.1%	
ハイドロフルオロカーボン	公用車使用	2,496	0.1%	
合計		1,784,902	100%	

表3-1 「真昼荘」における温室効果ガスの排出量

(単位：kg - CO₂)

温室効果ガスの種類	主な発生源	排出量 (排出割合)		
二酸化炭素	電気の使用	134,927	34.3%	
	燃料の使用	257,109	65.4%	
	内	ガソリン	4,102	1.0%
		灯油	224,054	57.0%
	訳	軽油	10,082	2.6%
		石油ガス	18,871	4.8%
メタン	公用車の排気ガス	10	0.0%	
一酸化炭素	公用車の排気ガス	293	0.1%	
ハイドロフルオロカーボン	公用車使用	780	0.2%	
合計		393,119	100%	

表3-2 「真木苑」における温室効果ガスの排出量

(単位：kg - CO₂)

温室効果ガスの種類	主な発生源	排出量 (排出割合)		
二酸化炭素	電気の使用	575,264	95.0%	
	燃料の使用	29,050	4.8%	
	内	ガソリン	4,309	0.7%
		灯油	1,914	0.3%
	訳	軽油	8,958	1.5%
		石油ガス	13,869	2.3%
メタン	公用車の排気ガス	15	0.0%	
一酸化炭素	公用車の排気ガス	412	0.1%	
ハイドロフルオロカーボン	公用車使用	780	0.1%	
合計		605,521	100%	

表3-3 「真森苑」における温室効果ガスの排出量

(単位：kg - CO₂)

温室効果ガスの種類	主な発生源	排出量 (排出割合)		
二酸化炭素	電気の使用	492,585	62.6%	
	燃料の使用	292,276	37.2%	
	内	ガソリン	3,441	0.4%
		灯油	251,488	32.0%
	訳	軽油	15,287	1.9%
		石油ガス	22,060	2.8%
メタン	公用車の排気ガス	20	0.0%	
一酸化炭素	公用車の排気ガス	445	0.1%	
ハイドロフルオロカーボン	公用車使用	936	0.1%	
合計		786,262	100%	

第5節 温室効果ガス排出量の削減目標

1 目標の設定

温室効果ガスの排出状況から、本計画では、二酸化炭素の排出量の削減に重点を置き、二酸化炭素の主な発生源である電気及び燃料の使用について、表4のとおり数値目標を掲げて使用量削減のための取り組みを行います。

また、間接的ではありますが、地球温暖化防止につながる水道の使用抑制及びコピー用紙の使用量削減に努めます。

削減目標は、平成21年度の実績を基準に、平成27年度を目標年度として設定しており、第6節に掲げる取組内容の徹底を図ることにより、目標の達成に努めます。

表4 二酸化炭素削減量の目標

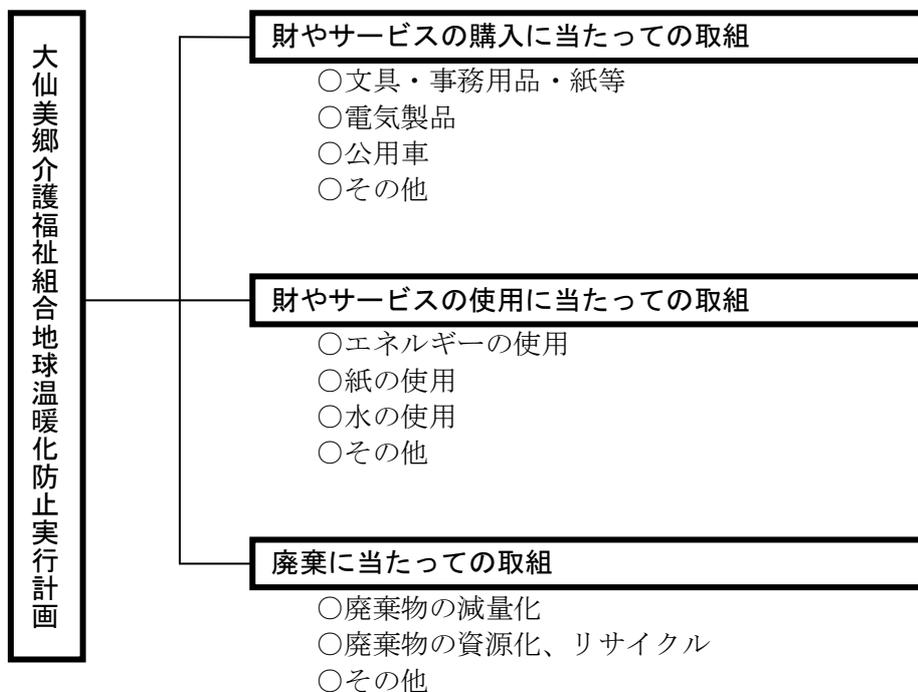
発生源	平成21年度実績(kg)	平成27年度目標(kg)	削減率
電 気 の 使 用	1,202,776	1,130,609	6%
ガソリンの使用	11,852	11,141	
灯油の使用	477,456	448,809	
軽油の使用	34,326	32,266	
石油ガスの使用	54,801	51,513	
合 計	1,781,211	1,674,338	

2 目標の見直し

目標は、本計画期間中における設備や情報機器の状況変化に応じ、適宜見直しを行います。

第6節 取組内容

次に示す取組体系に基づき、取組を推進し、目標の達成を図ります。



※ 建設・解体等についてはその都度適切な取組を定める

1 財やサービスの購入に当たっての取組

分類	対象となる製品等	取組内容
文具・事務用品等	ノート 付箋紙 フォルダー 封筒 ラベル等	・再生紙が使用されている製品を購入します。 ・再生が可能な用紙を購入します。
	トナーカートリッジ ボールペン、 シャープペン 鉛筆 蛍光ペン	・プラスチック等再生された製品を購入します。 ・間伐材等から作られた製品を購入します。 ・非フロン系エアゾール製品を購入します。
詰め替え可能な製品等	合成のり ボールペン芯 液体石鹸 プリンタインク	・詰め替え可能な製品を購入します。
紙類	コピー用紙 色再生紙 パンフレット等 トイレットペーパー ティッシュペーパー等	・白色度が低く、古紙配合率の高い再生紙を使用します。 ※ コピー用紙は白色度70%程度、古紙配合率100%の製品を使用します。 ・古紙配合率の高い再生紙や非木材紙を使用します。 ・再生紙の場合は、白色度70%以下、古紙配合率100%のものを使用します。 ・トイレットペーパーは、古紙配合率100%で、芯なしタイプの製品を使用します。
電気製品	パソコン コピー機 プリンタ 蛍光灯 ファクシミリ 洗濯機 冷蔵庫 テレビ等	・エネルギー消費効率の高い製品の購入や更新を行います。 ・適正な規模を選択します。
公用車		・低公害車への転換を推進します。 ・必要最小限度の大きさの車を選択します。 ・ディーゼル代替燃料の導入を検討します。
その他		・長期使用が可能な製品を購入します。 ・再利用可能な製品を購入します。

※ 低公害車

・・・燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車又は低燃費かつ低排出ガス認定車をいう。

※ 低燃費かつ低排出ガス認定車

・・・ガソリン自動車、ディーゼル自動車又はLPガス自動車のうち省エネ法に基づく燃費基準(トップランナー基準)を満たし、かつ、「低公害車等排出ガス技術指針(平成10年12月10日環境庁大気保全局長通知)」の指針値が確保されるように考慮して定められている「低排出ガス車認定実施要領(平成12年運輸省告示103号)」の基準のうち、平成17年度基準排出ガス50%低減レベル又は平成12年基準排出ガス75%低減レベルに適合し、又は排出ガスを当該低減レベル以上に低減している自動車をいう。

※ 一般公用車

・・・乗車定員10名以下の普通又は小型乗用自動車をいう。

2 財やサービスの使用に当たっての取組

分類	取組項目	取組内容
エネルギーの使用	電気使用量の抑制	
	1 照明機器	<ul style="list-style-type: none"> ・昼休み、時間外勤務時、晴天時には、不必要な照明器具を消灯します。 ・給湯室等、不要時の消灯を励行します。 ・業務に差し支えない程度に照明器具の間引きをします。
	2 事務機器	<ul style="list-style-type: none"> ・使用していない機器等の電源を切ります。 ・パソコン待機モード付きの機器は、設定時間をできるだけ短くし、省エネに努めます。 ・帰庁時には機器の電源を切るだけでなく、コンセントを抜き、待機電力を節約します。 （作業簡素化のため、スイッチ付きOAタップを使用することを推奨します。）
	3 空調設備など	<ul style="list-style-type: none"> ・空調設備の適切な温度設定を行います。（暖房 20 度、冷房 28 度を目安） ・フィルターの清掃を定期的に行います。 ・空調使用時の窓の開放禁止等を徹底します。 ・床暖房の設備がある場合は、空調設備の使用を控えます。
	4 ブラインド等の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季における温度上昇の防止に、ブラインド等を活用します。
	5 自然光の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ、廊下、階段等で自然光を活用できる場合は、消灯に努めます。
	6 服装	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季は、冷房温度抑制のため、クールビズを励行します。 ・冬季は、暖房温度抑制のため、ウォームビズを励行します。
	公用車燃料	
	1 低公害車の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・一般公用車の更新、導入には、低公害車を選択します。また、一般公用車以外の車種についても低公害車の購入を原則としますが、購入しようとする車種に該当車がない場合は、選択可能な範囲で、排出ガス低減レベルが最も高い車で、かつ、燃費基準を満たすものを選択します。
	2 相乗りの励行	<ul style="list-style-type: none"> ・同一方面や同一箇所への相乗りに努めます。
	3 経済運転の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・暖機運転を必要以上に行わないようにします。 ・停車時は、エンジンを停止します。（アイドリングストップ） ・経済運転に努め、空ぶかし、急発進、急加速をしません。（一般道 40 km/h、高速道 80 km/h）
	4 車両整備	<ul style="list-style-type: none"> ・タイヤの空気圧不足に注意し、燃費の適性維持に努めます。 ・車内に不要な荷物を積んだままにしないようにします。
	その他の燃料	
	ガス、灯油、重油等の使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・給湯器がある場合は、お湯の温度を低めに設定します。 ・暖房器具やボイラーを適正に使用します。

<p>用紙類の使用</p>	<p>用紙類の使用量の削減</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料の作成は、必要最小限にします。 ・無駄な控えコピーはしないようにします。 ・軽易な事項等については、余白処理の簡易決裁とします。 ・FAX 送信表は、相手に応じて省略します。 ・会議等での封筒の配布をできるだけ省略します。 ・部数の多い資料は、印刷機を使用します。 ・各種の資料は、共有化を図り、個人所有の資料を削減します。 ・可能な限り、資料等は両面コピーを利用します。 ・ミスコピー等で裏面が白紙のコピー用紙がある場合は、内部の会議資料、FAX の送受信等に再利用します。 ・コピー機の使用後は、リセットを徹底し、ミスコピーを防ぎます。 ・メール等の活用により、連絡文書を削減します。 ・磁気媒体のみで保存が可能なものは、紙の使用を控えます。 ・冊子等の印刷物を作成する場合は、「再生紙使用」の表示、「古紙配合率及び白色度」の表示をします。
<p>水の使用</p>	<p>水道使用量の抑制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・使用後の締栓を徹底します。 ・トイレの使用水や手洗い水を必要最小限にします。 ・食器洗いなどの水を必要最小限にします。 ・公用車等の洗車には、バケツの使用などで、節水に努めます。 ・水道水の水漏れの定期点検に努めます。 ・トイレ用水の水量を適正に調整します。 ・水道水圧を適正に調整します。
<p>その他</p>	<p>製品の修繕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務用機器などは、可能な限り修理を行うなどの長期使用に努めます。 ・事務用品、用紙等の再利用に努めます。（封筒、ファイリングフォルダー、ファイル等）

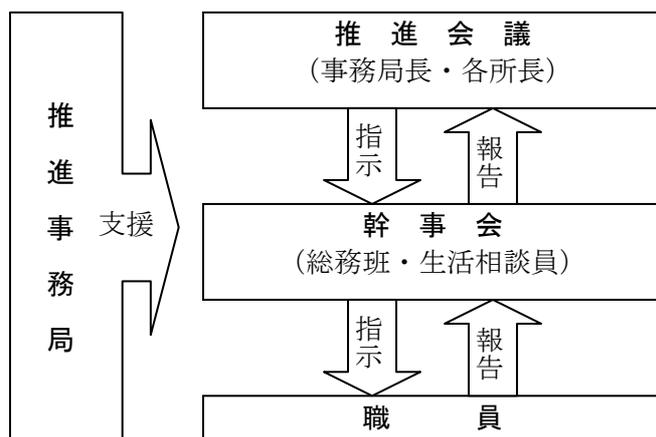
3 廃棄に当たっての取組

分類	取組項目	取組内容
減量化	廃棄される用紙類の減量	<ul style="list-style-type: none"> 資料の作成は、必要最小限とします。 無駄な控えコピーはしないようにします。 軽易な事項等については、余白処理の簡易決裁とします。（以上 再掲）
	資料、事務手続きの簡素化	<ul style="list-style-type: none"> FAX 送信表は、相手に応じて省略します。 会議等での封筒の配布をできるだけ省略します。 部数の多い資料は、印刷機を使用します。 各種の資料は、共有化を図り、個人所有の資料を削減します。 可能な限り、資料等は両面コピーを利用します。 ミスコピー等で裏面が白紙のコピー用紙がある場合は、内部の会議資料、FAX の送受信等に再利用します。 コピー機の使用後は、リセットを徹底し、ミスコピーを防ぎます。 メール等の活用により、連絡文書を削減します。 磁気媒体のみで保存が可能なものは、紙の使用を控えます。（以上 再掲）
資源化・リサイクル	用紙、廃棄書類、雑誌、新聞紙等の資源化	<ul style="list-style-type: none"> 古紙回収棚の設置・活用により、紙資源の再資源化に努めます。 ※ コピー用紙、雑誌、新聞紙、ダンボールに分類 シュレッダーの使用は、秘密文書に限定します。 瓶、缶等の分別を徹底して、資源として活用しやすいようにします。 机ごとにあるゴミ箱を廃止して、部署ごとに分別用のゴミ箱を設置します。
その他	代替フロンの回収等	<ul style="list-style-type: none"> 代替フロンを使用するエアコンや冷蔵庫等を廃棄する場合には、代替フロンを回収し、再利用するか破壊処理を行います。 回収した代替フロンの保管時には、漏えい防止に努めます。

第7節 推進、点検、評価等

1 推進体制

本計画の効果的な推進を図るため、次のとおり推進体制をとります。



○ 推進会議の役割

本計画の効果的な推進を図るため、全庁に対して計画に定める取組内容等を提示します。

また、計画の実施状況について評価し、計画の進行管理を行うとともに、計画の見直しについても検討を行います。

○ 幹事会の役割

各部局において計画を推進するとともに取り組み状況について把握し、職員を指導します。

○ 職員の役割

計画の趣旨を理解し、積極的に推進に取り組みます。また、取り組み状況や改善すべき提案について幹事会に意見を出します。

○ 推進事務局の役割

推進事務局は、大仙美郷介護福祉組合事務局行財政班に置くこととし、幹事会及び推進会議の支援を行います。

また、温室効果ガスの総排出量等の実績について公表するとともに、実行計画を変更した場合にも公表します。

2 職員研修等

実行計画の取り組みを実践するのは、一人ひとりの職員です。

次に定めるとおり情報提供及び研修等を実施し、職員の意識向上につなげます。

○ 情報の提供

- ・本計画書を各職員に配布します。
- ・地球温暖化防止対策の推進に関する他市町村の事例等参考資料を配布します。

○ 職員の研修

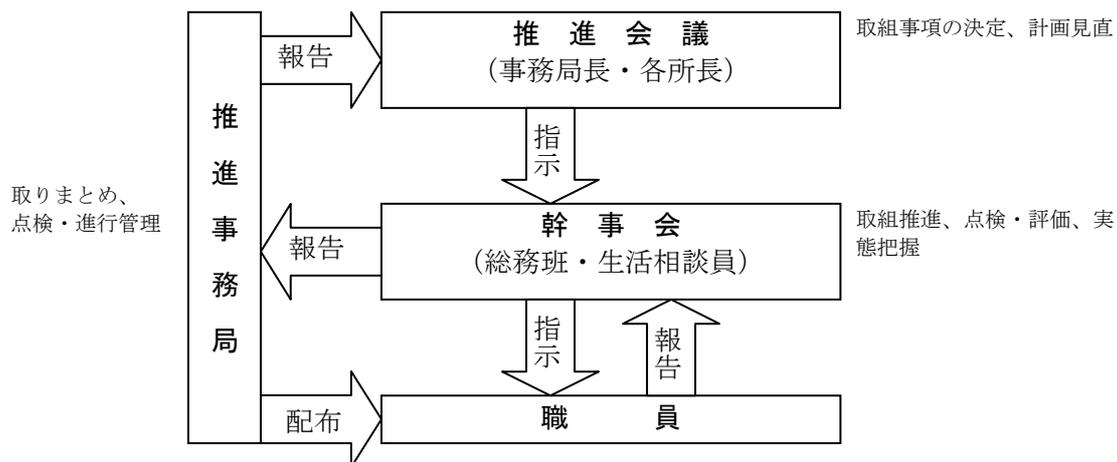
対象者	目的	内容	方法
事務局長・各所長	実行計画の重要性とそれぞれの役割認識	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の目的と内容 ・推進、点検体制と役割 ・職員の指導、育成 	会議の際
生活相談員 総務班			会議を招集
各職員		<ul style="list-style-type: none"> ・計画の目的と内容 ・推進、点検体制と役割 ・点検の手順と方法 	生活相談員 又は総務班 により各部 局で実施

3 実施状況の点検・評価

実行計画の目標値の達成に向けて、取り組みが適切に行われているかどうかを点検します。

点検は、幹事会が行います。別に定める調査表に記入し、集約して評価します。

手順は、次のとおりとします。



幹事会から報告された調査表を推進事務局が取りまとめ、推進会議へ報告します。

推進事務局は、当組合における全体的な進捗状況を把握し、計画を見直すための資料を推進会議に提示するとともに、点検結果を職員に配布し周知します。

なお、中間年度（平成 25 年度）及び終了年度（平成 27 年度）には点検結果を広報誌、議会及びホームページ等により公表することとします。

第8節 計画の見直し

本計画は、計画の実施状況や温室効果ガス排出抑制技術の進歩等を踏まえ、必要に応じて、P・D・C・Aサイクルにより見直しを図るものとします。

